

条件付き一般競争入札の実施

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、一般財団法人富山産業展示館会計
規程（以下「会計規程」という。）第66条の規定により公告する。

平成 28 年 3 月 3 日

一般財団法人富山産業展示館理事長 荒木 勝

1 入札に付する事項

工事名	富山産業展示館新展示場増築電気設備工事
工事場所	富山市友杉地内
発注工種	電気設備工事
工事概要	下記増築工事に伴う電気設備工事一式 建築面積 6,189 平方メートル 延べ面積 5,855 平方メートル 構 造 鉄骨造 階 数 平屋建 新展示場増築工事（既存取り合い部分解体、補修工事を含む） 既存棟ホール天井落下防止工事（365平方メートル） 既存棟昇降路及び昇降機改修 既存点字ブロック改修工事 外構工事
工期	契約を締結した日の翌日から平成29年9月30日まで
予定価格	396,900,000円（消費税相当額を除く。）
調査基準価格	有
その他	この工事を落札した共同企業体の構成員については、当該者を 構成員とする共同企業体の下記関連工事に係る開札は行わな い。

	関連工事 (平成28年2月29日公告) 富山産業展示館新展示場増築空調設備工事 富山産業展示館新展示場増築給排水衛生設備工事
--	---

2 入札参加資格に関する事項

(1) 次に掲げる条件のすべてを満たす共同企業体であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日（以下「申請期限日」という。）現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件を満たしている共同企業体であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、この入札に参加することができない。

ア 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第 100号）第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けている者であること。

イ 申請期限日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成26年富山県告示第342号）第10条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

(2) 共同企業体の結成に関する条件

共同企業体の構成員	2者とし、そのうち1者を代表者とする。
経営形態	共同施工方式
構成員の出資比率	それぞれ30パーセント以上
その他	当該工事について、この共同企業体以外の共同企業体の

	構成員でないこと。
--	-----------

(3) 構成員に関する条件

構成員は、次に掲げる条件のすべてを満たしていること。

ア 構成員に共通する事項

営業所の所在地 (注1)	富山県内 (少なくとも1者は富山市内)
-----------------	------------------------

イ 代表者に関する事項

資格者名簿の登載業種等 (注2)	業種	電気工事
	等級	A
	総合数値	950点以上
その他	入札参加資格の確認の申請の日(以下「申請日」という。)までに、この工事に専任で配置するため、3箇月以上の継続的な雇用関係にある電気工事に係る監理技術者又は主任技術者を確保できること。	

ウ 構成員(代表者を除く。)に関する事項

資格者名簿の登載業種等 (注2)	業種	電気工事
	等級	A
	総合数値	
その他	申請日までに、この工事に専任で配置するため、3箇月以上の継続的な雇用関係にある電気工事に係る主任技術者を確保できること。	

(注)

- 1 営業所とは、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規定する主たる営業所(※建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する営業所)をいう。
- 2 富山県における平成27・28年度建設工事競争入札参加資格者名簿をいう。

3 入札参加資格の確認に関する事項

- (1) 入札に参加を希望する共同企業体は、次の入札参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出すること。

入札参加資格確認申請書	様式第1号
配置予定の技術者	様式第2号
配置予定技術者の有する資格等を証明する書類（様式第2号関連）	ア 法令による免許については、免許を証する書面の写し イ 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証（表・裏）の写し及び指定講習に係る講習修了証（表・裏）の写し
使用印鑑届書	様式第3号
その他	共同企業体協定書の写し（共同企業体の名称に、工事名を含めること。）

- (2) 申請書等の様式は、一般財団法人富山産業展示館ホームページ（下記URL）の「工事等事業者の方」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

<http://www.technohall.or.jp/>

- (3) 申請書等の提出期間及び場所

公告日の翌日から平成28年3月14日（月）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに、一般財団法人富山産業展示館管理事務室に必着すること。

なお、提出期間内に申請書等の書類を提出しない共同企業体は入札に参加できない。

（管理事務室の連絡先）

〒939-8224 富山市友杉 1682 電話(076)461-3111

- (4) 提出方法

持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法による郵送により提出すること。

4 公告に関する質問等

- (1) この公告の記載内容について質問がある場合は、公告日の翌日から平成28年3月24日（木）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに、質問内容を記載した文書を持参し、又は郵送（受付期間の締切日までに必着）により行うものとし、管理事務室において、受け付けるものとする。
- (2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を一般財団法人富山産業展示館ホームページに掲示し、公表する。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、平成28年3月17日（木）までに、文書により通知する。

なお、入札参加資格が無い旨の通知を受けた共同企業体は入札に参加することができない。

6 入札参加資格が無いとされた共同企業体の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた共同企業体は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、平成28年3月18日（金）から同月22日（火）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、管理事務室において受け付けるものとする。
- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた共同企業体に対し、平成28年3月29日（火）までに、文書により行うものとする。

7 設計図書等の配付及び質問等

- (1) 入札参加資格がある旨の通知をした共同企業体に対し、入札参加者が持参する未使用のCD-Rに設計図書等を記録し、当該者に配付するものとする。

- (2) (1)の規定にかかわらず、本公告開始後に2の(1)及び(3)のア・イに掲げる条件のすべてを満たす代表者となり得る資格のある者から設計図書等の配付希望があった場合は、当該者が持参する未使用のCD-Rに設計図書等を記録し、当該者に郵送する方法により配付するものとする。
- (3) (2)の規定による設計図書等の事前配付を受けた後、入札参加資格申請を行わなかった者は、申請を行わなかったことを理由として以後の入札の参加について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (4) 設計図書等に関する質問は、平成28年3月17日（木）から同月24日（木）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに管理事務室に質問内容を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとする。
- (5) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。
- (6) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を一般財団法人富山産業展示館ホームページに掲示し、公表する。

8 入札期間等

- (1) 入札の日時 平成28年4月4日（月）午前10時00分
- (2) 入札の場所 富山産業展示館2階会議室

9 入札の方法等

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、(1)で提出された入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、1回とする。

10 工事費内訳書等の提出

- (1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書及び共同企業体の代表者に対する入札・見積りに関する権限についての委任状（様式第4号）を入札書に添付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、7の(1)の設計図書等の配付の際に、併せて様式の配付を受け、作成すること。
- (3) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。

11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た共同企業体のした入札
- (2) 2の(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

13 落札者の決定方法

会計規程第63条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った共同企業体のうち、最低の価格をもって入札した共同企業体を落札者とする。ただし、落札者となるべき共同企業体の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に準拠し、審査を行い、落札者を決定する。

14 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書を作成する。

15 契約保証金に関する事項

契約保証金は、会計規程第70条の規定による。

16 配置予定技術者の確認

落札決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、当該落札者とは、契約を締結しないことがある。

17 その他

- (1) 入札に係る書類を持参により提出する場合は、正午から午後1時までの時間を除く。
- (2) この工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び富山県の入札心得（予定価格事前公表試行工事）に準じる。
- (3) 申請書等の作成に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。なお、提出された申請書等は、返却しない。
- (4) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
- (5) 入札書を提出するに当たっては、公告に関する質問等及び設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
- (6) その他不明な点については、管理事務室に問い合わせること。